

補助金交付申請の手引（在宅医療提供施設整備事業）令和5年度版

1 目的

この事業は、訪問診療を実施する診療所の行う設備整備及び在宅医療を実施する有床診療所の行う施設・設備整備に対する経費の一部を助成することにより、在宅医療提供体制の充実を図るものです。

2 対象医療機関

・訪問診療を実施する診療所

→既に訪問診療を行っている診療所又は本設備整備により新たに訪問診療を行う診療所

・在宅医療を実施する有床診療所

→次に掲げる医療の提供を行う有床診療所（本施設・設備整備により病床数を増加させる場合又は業務を行っていない病床を減じる場合に限る。※）

ア．患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

イ．病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ウ．人生の最終段階における医療を提供すること。

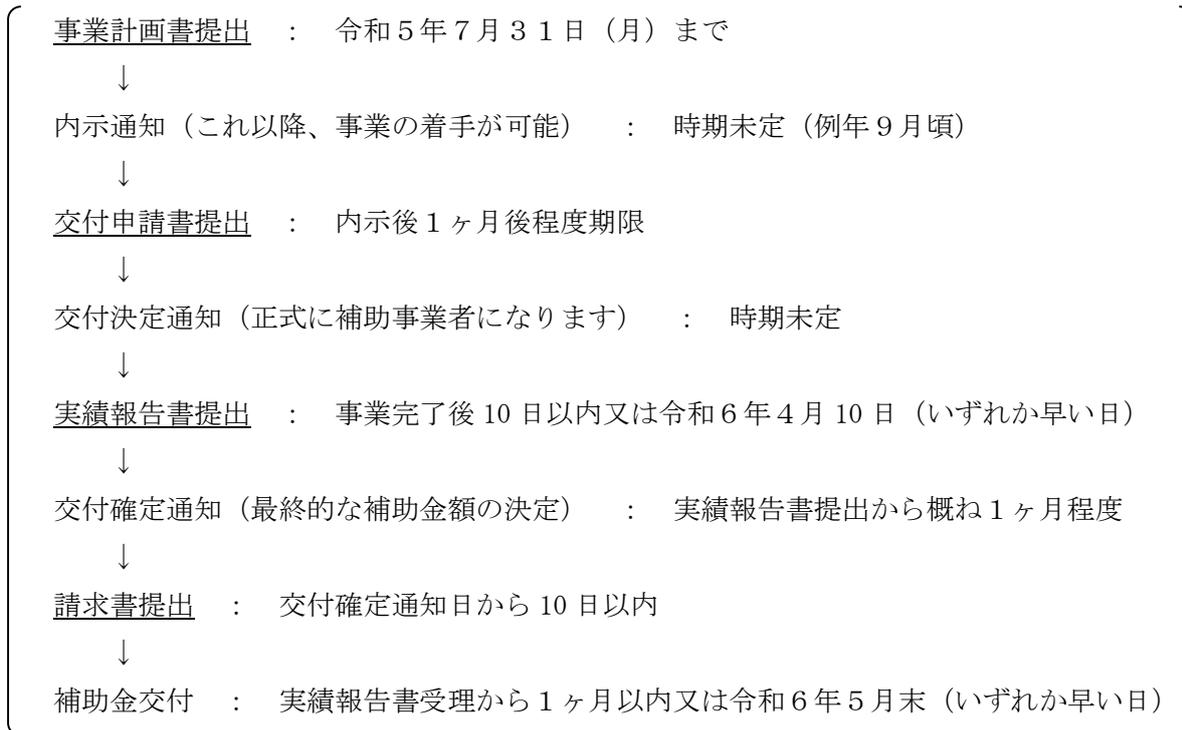
※病床数を増加させる場合又は業務を行っていない病床を減じる場合とは、現在未稼働の病床を稼働する場合を含む。

3 補助対象経費及び補助基準額

事業区分	補助対象経費	補助基準額（補助率）※
訪問診療実施診療所 （設備整備）	訪問診療のために必要な医療機器等の備品購入費 （例）ポータブルエコー、ポータブル心電図検査装置等（可搬型）	1か所当たり 3,000 千円 （補助率：1/2）
在宅医療実施有床診療所（施設整備）	在宅医療のために必要な患者の療養環境の整備又は看護職員等の勤務環境に係る新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （例）バリアフリー化、入院設備、看護師等の休憩室の整備等	1か所当たり 170,100 円×整備する面積。 ただし、療養環境整備については 64 m ² 、看護職員等の勤務環境の整備については 50 m ² を限度とする。 （補助率：1/2）
在宅医療実施有床診療所（設備整備）	在宅医療のために必要な医療機器等の備品購入費 （例）人工呼吸器、超音波画像診断装置等	1か所当たり 11,000 千円 （補助率：1/2）

※補助額は、補助基準額の 1/2（補助率）が上限となります。

4 補助の流れ



5 変更の承認申請

当初の交付申請から、工事内容や契約金額(計画金額から20%以上)の変更があった場合は、変更承認申請書を速やかに提出してください。(完了後ではなく、完了前に変更が判明した時点で手続をとる必要があります。)

例)・100万円の医療機器を購入する予定だったが、価格交渉の結果、75万円で購入できることになった。

・500万円の工事の予定だったが、施工業者と工法の見直しを検討した結果、実際は350万円で工事を実施することになった。 など

6 その他

- ・県からの内示を受ける前に着手(購入の申込、工事の契約など)した場合は、補助対象になりません。
- ・医療機器等の納品及び施設整備工事の完成は、必ず令和5年度内(令和6年3月31日まで)に終える必要があります。
- ・施設整備工事に伴い締結する契約については、県が行う契約手続に準拠しなければなりません。(原則として、2者以上の業者から見積を取り、安値を提示した業者と契約すること、契約書を取り交わすこと)

7 問い合わせ

その他不明な点は、静岡県福祉長寿政策課地域包括ケア推進班(054-207-8614)まで、お問い合わせください。